

「第 12 次福島県交通安全計画（案）」に対して意見表明

～ 自転車損害賠償責任保険等の加入促進や外国人の交通安全対策の推進を要請 ～

日本損害保険協会東北支部福島損保会（会長：藤島 憲明・損害保険ジャパン株式会社 福島支店長 福島自動車営業部長）は、福島県から公表された標記パブリック・コメントに対し、意見表明を行いました。

<パブリック・コメントの概要>

交通安全対策基本法に基づき、福島県において、交通安全対策推進を図るため策定している 5 か年計画について、現計画の後継となる令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「第 12 次福島県交通安全計画」の策定が進められており、その案をとりまとめたとして意見募集がなされたもの。

【福島県】公表日：8 月 28 日（金）、募集期間：8 月 28 日（金）～9 月 28 日（月）

<意見の概要>

項目ページ	意 見
P. 11 3 自転車の安全利用 「すべての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進していく必要があります。」	福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2021 年 10 月 12 日（一部 2022 年 4 月 1 日）施行）において、損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、条例が施行されて 4 年が経過していることから、「推進」や「促進」といった表現ではなく、もう一段階踏み込んだ表現が適切と考える。
P. 48 (4) 自転車の安全性の確保 「・・・図るために、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します。」	なお、第 12 次岩手県交通安全計画（素案）では、「関係事業者と連携を図りながら損害賠償責任保険等への加入を加速化する。」といった表現が用いられている箇所がある。
P. 31 ク 外国人に対する交通安全教育の推進 P. 40 カ 外国人運転者対策の強化	福島県のデータによると、県内における在留外国人数も増加していることから、交通安全教育の推進と並行して、交通事故による被害軽減のための対策についても記載してはどうか。 具体的には、交通事故による被害者の保護や運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減の観点から、自賠責保険や自転車損害賠償責任保険等への加入義務、また、自動車保険への加入について、外国人への周知広報を実施してはどうかと考える。

東北支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。